

## 使える！確定拠出年金・個人型

ファイナンシャル・プランナー 福島えみ子

確定拠出年金制度が日本に導入されてから11年。ずいぶんその名前は浸透してきたものの、では具体的にどんな制度かと言われれば、自分の勤務先企業で導入されている人以外は詳しく把握している人が意外と少ないのではないのでしょうか。

そもそも確定拠出年金は勤務先に制度が導入されていなければ使えない、という誤解もよく耳にするところ。確定拠出年金は勤務先で制度導入されていなくても、個人でそれぞれ金融機関に申込すれば利用することができるのです。(確定拠出年金・個人型)

### **\*\* 確定拠出年金のメリット**

確定拠出年金の最大のメリットは税制の優遇があること。

そして“自分で運用先を選んで運用する年金”という特色のとおり、何種類もの多様な金融商品の中から自分で選んで運用できます。

選べる金融商品のラインナップは取扱金融機関によって異なりますが、たとえば従来から投資していた投資信託や、運用してみようかと気になっていた投資信託がそのラインナップにあった場合は税金上のメリットがあるのみならず、販売手数料が確定拠出年金の場合には低く抑えられていることが多いため、コストが安くすむ場合があります。

### **\* どんな税制上のメリットがあるのでしょうか？**

**拠出時（支払時）** → 支払った掛金は全額所得控除の対象となります。

つまり、所得税計算の場合に計算のもととなる所得から、支払った分全額を差し引けるので、所得税の節税になります。所得税の税率は、5%~40%まで所得額によって決められていますので、所得が多く税率が多い人ほどその節税効果は大きくなるでしょう。

**運用時** → 利子・配当等の運用益に対する源泉分離課税がありません。

そのかわりに積み立てた年金資産に、特別法人税 1.00%、法人住民税 0.173%が課税されますが、今は課税が凍結されているので、かかりません。

私たちが預金で得られた利子や投資信託の運用で得られた利益は、源泉分離課

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2012 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

税で10%または20%（投資信託の場合、投資信託の種類によって税金の種類が異なります。）の税金が差し引かれますが、それがかからないということです。

**給付時** → 掛けて運用したお金を老齢給付金として年金受取する場合は、雑所得として公的年金等控除が適用。一時金で受け取る場合は、退職所得として退職所得控除が適用となります。

年金受取の場合は、公的年金等控除が適用されますので、公的年金を受け取るときと同じ課税です。また退職所得には一定の所得控除があるため、通常よりも税金が優遇されることとなります。

### \* どんな人が加入できるのでしょうか？

#### 【確定拠出年金（個人型）加入要件】

- ① 日本国内に居住の20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者。  
（自営業者とその家族・自由業・学生）
- ② 60歳未満の厚生年金被保険者＝国民年金第2号被保険者  
（民間のサラリーマン等）

#### ※ただし、以下の方は除きます（加入できません）

- ・厚生年金基金・確定給付企業年金・適格退職年金・石炭鉱業年金基金・企業型年金がある企業に勤め、その対象となっている方
- ・公務員など共済組合に加入の方
- ・厚生年金・共済組合に加入の方の被扶養配偶者の方（国民年金第3号被保険者）

### \* その他加入条件

加入要件も満たしているし、このような制度ならぜひ加入したい！と思っても、無制限にお金を入れることができるわけではありません。

掛金は5,000円以上1,000円単位で設定でき、掛金額には以下のような上限があります。

- ・自営業者等（国民年金第1号被保険者） 月額68,000円  
（ただし国民年金基金の掛金・付加保険料合算）
- ・企業年金等を採用していない企業の従業員 月額23,000円

また、掛金の額は、毎年4月から翌年3月の間で1回のみ変更可で、掛金の額を増減するチャンスは年1回しかありません。したがって、一度決めた掛金は気軽に変更不可となり

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2012 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

ますので、最初に無理のない掛金を設定することが必要となります。

このように、税金の優遇が受けられる確定拠出年金（個人型）ですが、事務手数料などの手数料が意外にかさむことも忘れてはいけません。

たとえば、ある金融機関の例では、

#### 掛金拠出時

- ・ 初回手続き手数料（始める初回のみ） 年 2,300 円
- ・ 毎月の事務手数料 月 100 円（年 1,200 円）
- ・ 資産管理手数料 月 63 円（年 756 円）
- ・ 運営管理機関手数料 月 367 円（年 4,404 円）

#### 運用時

- ・ 運用指図書手数料 月 404 円（年 4,848 円）

#### 年金の給付時

- ・ 1 回の給付で 420 円の給付事務手数料

この金融機関の例ですと、年金の受取は年 1・2・3・4・6・12 回から選択することができますが、たとえば計画を立てやすいからと毎月年金を受け取る設定にした場合は、上記給付の際の事務手数料と月額運用指図書手数料とあわせて、月 824 円、年 9,888 円もの手数料がかかってしまいますのであらかじめ注意すべきでしょう。

また、これらの手数料は金融機関によって異なるものもありますので、手数料も納得できるまで比較したうえで、自分の使い勝手のいい、自分の運用したい商品を扱っている金融機関を選びましょう。

こういった特性がある確定拠出年金ですが、利用する際に 1 番大切なことは、自分の目的やライフプランに合っているかという点です。

というのは、“年金”の運用ですので、老後資金や、住宅ローンの一括返済等の通常の退職年齢周辺になってからのまとまった使い途等、長期を見据えた資金であることが必要です。なぜなら、この確定拠出年金、原則 60 歳以降でないとい拠出した資金を手元に戻せないからです。

また、受け取りの際も、60 歳になったら誰でももらえるのではなく、60 歳かつ加入期間が 10 年以上であることが要件です。60 歳時点で加入が 10 年未満の場合は、加入期間に応じて受け取り開始年齢が繰り下げられます。

こうして見てみると、確定拠出年金は、税制上有利であるというメリットがあるものの、原則 60 歳以上でないとい引き出せないというその特性から、長期視野で、途中で入用になっても引き出さないお金で運用するという点には充分注意すべきでしょう。しかし、この点

に配慮したうえでなら、長期運用の大きな味方となってくれそうです。  
老後を見据え、そして長期運用でこそ一層力を発揮する金融商品で運用するなら、ぜひこの確定拠出年金を選んでみてはいかがでしょうか？